

監査委員公表第10号
令和5(2023)年10月30日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田 茂博

柏崎市監査委員 内山 万寿男

柏崎市監査委員 星野 正仁

記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
教育委員会 学校教育課 (含 教育センター)	ア 税外収入金の徴収事務 (ア) 教育振興費刈羽村分担金 (イ) 財産収入(土地貸付収入) (ウ) 日本スポーツ振興センター保護者負担分 イ 報酬の支給事務 (ア) 学校医(内科医、耳鼻科医、眼科医)、学校歯科医、学校薬剤師 (イ) かしわざきこども大学運営協議会委員 (ウ) 柏崎市立教育センター運営委員会委員 ウ 契約事務 業務の委託契約 エ 補助金の交付事務 (ア) 新潟県柏崎市こどもの笑顔創造プロジェクト補助金 (イ) 新潟県柏崎市柏崎マーチングバンド研究会補助金 (ウ) 新潟県柏崎市小学校・中学校体育連盟補助金 (エ) 新潟県柏崎市小・中学校大会出場費等補助金 (オ) 新潟県柏崎市学校教育活動推進事業奨励金

教育委員会 文化・生涯学習課 (含 柏崎公民館)	ア 税外収入金の徴収事務 (ア) 教育財産目的外使用料 (イ) 交流プラザ使用料 (ウ) 柏崎公民館使用料 (エ) 講座等受講料 (オ) 市展出品料 イ 報酬の支給事務 社会教育委員 ウ 契約事務 (ア) 修繕請負契約 (自課執行分) (イ) 業務の委託契約 (ウ) 建設工事請負契約 エ 補助金等の交付事務 柏崎市子ども会連合会活動費補助金
---	--

(2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮のうえ、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(2) 報酬の支払事務	ア 委嘱手続は適正に行われているか。 イ 支払対象者及び支払金額の把握、計算は適正に行われているか。
(3) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。
(4) 補助金等の交付事務	ア 交付要綱は整備されているか。 イ 事務手続は適正に行われているか。 ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和5（2023）年9月1日から令和5（2023）年10月4日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。